

# 人吉市農業委員会定例総会

(第7回)

平成28年7月25日

人吉市農業委員会

# 人吉市農業委員会定例総会会議録

平成28年7月25日  
市役所仮本庁舎3階議員控室

## 議事日程

- 日程第 1 議第 30 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について  
日程第 2 議第 31 号 農地法第4条の許可申請に対する許可の決定について  
日程第 3 議第 32 号 農地移動適正化あっせんについて  
日程第 4 議第 33 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農業委員会  
の意見決定について

## その他協議報告事項

### ○ 出席委員（19名）

会 長	20番	小 園 隆 光
職務代理者	19番	北 村 和 人
委 員	1番	永 田 正 輝
同	2番	平 川 裕 征
同	3番	林 主 一
同	4番	上 村 邦 明
同	5番	今 井 二 郎
同	6番	猪 古 昭 洋
同	7番	中 村 隆 司
同	8番	才 尾 弘 太 郎
同	9番	宮 崎 右 男
同	10番	迫 田 幸 乃
同	11番	堤 千 鶴 子
同	12番	島 津 良 邦
同	13番	大 石 正 廣
同	14番	永 石 栄 二
同	15番	内 布 征 生
同	16番	上 野 博 司

同 17番 福屋 智香子

議事録署名委員 14番 永石 栄二  
16番 上野 博司

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	荒毛 正浩
次	長	和泉 光代
主	席	坂井 正子
主	任	堂坂 高弘

開会：9時00分

- （議長）皆さんおはようございます。梅雨も昨年と比べて11日早く明けましたけれども、連日の猛暑が続いておりますので、熱中症等には十分に気をつけていただけたらと思います。

本日の会議は、出席委員が定足数に達しておりますので成立いたしました。

ただ今から、平成28年第7回人吉市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員に14番委員、16番委員を指名いたします。

それでは議事にはいります。本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願い致します。

- （事務局長）議事日程 朗読
- （議長）日程第1・議第30号を議題といたします。事務局次長お願い致します。
- （事務局次長）日程第1・議第30号 朗読
- （議長）1番について9番委員の調査報告をお願い致します。
- （9番委員）おはようございます。農地法第3条の許可申請に対する許可についての1番の報告いたします。土地、農地の所在、地目は記載のとおりでございます。面積は13,980㎡でございます。譲渡人、譲受人については親子関係でございまして、生前贈与をしたいということでございました。年齢も88歳ということで後々は農業ができないということで生前贈与の申請をされたわけでございます。調査書をご覧いただきまして、1番、4番、5番、7番に該当しないということで調査をいたしましたので、皆様方のご審議方よろしく申し上げます。
- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

( 挙手の状況を見て )

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。  
2番および3番について19番委員の調査報告をお願い致します。
- (19番委員) おはようございます。それでは農地法第3条の2番と3番について説明をさせていただきます。まず、2番でございますが、農地の所在、地目、面積はご覧のとおりです。農振外です。譲渡人、譲受人はご覧のとおりです。申請の理由は、譲受人の農業経営の拡張になります。譲受人は仕事を辞めてからは自分の農地を耕作されておられまして、段々な田んぼを2、3年前から自分で石を積んで道を作っておられたときには、こんなことするよりは新しい農地を買ったほうがいいのではないかと思っていたら、今回、申請がでてきたというわけでございます。調査の結果でございますけれども、許可の要件として農地法第3条第2項第1号、4号、5号、7号のいずれも該当しないと判断いたしました。よって許可相当と判断いたしました。皆様方のご審議方よろしくお願い致します。  
3番について説明をさせていただきます。農地の所在、地目、面積はご覧のとおりでございます。こちらも農振外です。譲渡人、譲受人はご覧のとおりです。譲受人のほうは農業経営の拡張となっております。譲受人は牛を十数頭飼っておられまして、本格的な農業をやっておられる方です。調査の結果、許可要件としての農地法第3条第2号第1号、4号、5号、7号のいずれも該当しないと判断いたしました。よって、許可相当と判断いたしましたので皆様方のご審議方よろしくお願い致します。以上でございます。

- (議長) ありがとうございます。2番、3番については採決を分けて行います。  
ただ今の2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決をいたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

( 挙手の状況を見て )

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。  
次に3番の報告について質疑はありませんか。  
12番委員。

- （12番委員）申請地は先々月からあがっているソーラーのところですか。
- （19番委員）はい、そうです。
- （12番委員）ソーラー関係の問題はないのでしょうか。
- （19番委員）ソーラーには関係はありませんが、ソーラー用地として譲受人が農地を売っておられ、今回の申請地はソーラーに転用されないところを代替地として買われます。
- （12番委員）影響しないということですか。
- （19番委員）影響はございません。ソーラーとの境界のところは譲受人に売らないということでしたが、提供した農地がソーラーの中心に位置していたことから、どうしても売って欲しいということで代替地として買われます。
- （12番委員）分かりました。
- （議長）よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。  
「なし」の声
- （議長）質疑もないようですので、採決をいたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。  
日程第2・議第31号を議題といたします。事務局次長お願い致します。
- （事務局次長）日程第2・議第31号 朗読
- （議長）1番について12番委員の調査報告をお願い致します。
- （12番委員）おはようございます。農地法第4条の1番について調査報告をいたします。土地の所在地、申請人につきましては記載のとおりです。転用目的は駐車場にするということです。申請地につきましては、周りが宅地と道路に挟まれた土地でして、問題はないと思います。調査書をご覧ください。立地条件の農地区分は第三種農地として、農地の区分と転用目的は第三種農地の転用は、許可することができるということです。一般基準の1番、3番、6番につきましては適当と判断されます。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により許可相当と判断されます。以上、調査報告でございます。
- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。  
7番委員。
- （7番委員）申請人の職業が学生になっていますが、これは貸駐車場として経営をするということでしょうか。
- （12番委員）はい、そうです。
- （7番委員）別に問題はないかと思いますが、通常であれば親とかになるのではと思う

のですが。

- （12番委員）申請人は息子さんになります。親御さんもおられますが、相続されたのは息子さんになります。駐車場にするための資金は準備しているということでございますので問題はないかと思えます。
- （議長）よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。  
「なし」の声
- （議長）質疑もないようですので、採決をいたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。  
2番について7番委員の調査報告をお願い致します。
- （7番委員）皆さんおはようございます。それでは4条の2番について説明をいたします。土地の所在は記載のとおりです。地目は田で、面積は2筆の合計402㎡となっております。農振区分は農振外です。申請人は記載のとおりです。転用目的として、個人住宅及び農業用倉庫となっております。申請人は平成24年に新規就農で申請地と周りの農地を約2反ほど取得し、サツマイモやブドウなどを植えておりましたが、農地が自宅から6.5kmほど離れているため作業や農機具の置場など不便を感じながら耕作していました。昨年、肋骨を折られて耕作ができておりませんでしたため、現在は荒れておりますが、申請地に住宅及び作業小屋を造り、利用計画といたしまして、腰を落ち着けてサツマイモなどを生産していきたいということでした。大々的に販売をし、農業経営で生活をするということではなく、半端趣味的であろうと思えます。年齢的にもはっきりは聞きませんでした。たぶん私より上でしたから75歳くらいではないかと思いました。新規就農で農業経験もあまりないようでした。申請地にはサルなども出るところで、よっぽど電気柵をしてやらないと生産はできませんよと注意のほうはしておきましたけれども、どのようにされるかは分かりません。私にとって通り道にありますので、その辺は時々見ながら注意していきたいと思っております。給排水計画は雨水、生活雑排水は合併浄化槽を通して隣の自分の田畑に浸透及び蒸発散式にして、処理をするということでございます。被害防除策は、整地などの廃土はないため問題ないと考えております。また、問題が発生した場合には双方で協議をしたいということです。申請地は周りの住宅からかなり離れておりますから、そんなに迷惑はないかと思えます。調査書をご覧ください。農地の区分はその他の農地、第二種農地となっております。農地の区分と転用目的、申請地は第二種農地で、周囲を道路及び水路、畑に囲まれており、これに替わる代替地も考えられない立地条件があるので、問題なくやむを得ないということです。一般基準といたしまして、1番の

資力及び信用、3番の申請に係わる用途に遅滞なく供することの確実性、6番の計画面積の妥当性、8番の周辺の農地等に係わる営農条件への支障の有無は適当と判断いたしました。皆さんの審議よろしくお願い致します。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決をいたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。

3番について16番委員の調査報告をお願い致します。

- （16番委員）おはようございます。議第31号第4条の許可申請に対する3番の報告をいたします。議案書をご覧ください。土地の所在は記載のとおりでございます。地目は畑。面積は41㎡で農振区分は農振外です。申請人は記載のとおりですが、ここで職業の訂正をお願いしたいと思います。医院勤務となっておりますが、会社員でございます。病院には勤めておりませんので、訂正のほうをよろしくお願い致します。転用目的、転用理由は個人住宅建設でございます。農地の区分は第一種農地で、都市計画区域外でございます。着工と完了は記載のとおりであります。転用場所は別紙の位置図のとおりです。地目は登記簿では畑となっておりますが、すでに現況は宅地でありまして、カーポート、車庫が建設されておられましたので、始末書の提出を受けております。現在は住宅の周囲はブロック塀で囲まれておりまして、この事業計画の中でも雨水は南側の側溝へ、生活雑排水、汚水は合併浄化槽を入れた後、同じく南側の側溝へ放流する計画となっております。周辺農地への迷惑がかかった場合、これは確実に誠実に対処するということになっております。調査書をご覧ください。該当事項とした判断理由でございますが、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であります。転用候補地内の農地の区分別面積およびその割合であります。第一種農地で面積は41㎡の割合100%です。農地の区分と転用目的、申請地は第一種農地であるが、集落と接続しておりまして、これに替わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないという判断をいたしました。調査の結果、一般基準により1番、3番、5番、6番は適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により許可相当と判断をいたしましたので、皆様のご審議方よろしくお願い致します。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

7番委員。

- （7番委員）地目の変更で始末書が出ているということですが、どうしてこのようにな

ったか始末書を読んでいただけたらと思います。

- （16番委員）始末書が出ております文面につきましては、今回、申請いたします土地を昭和55年当時より、駐車場用地として利用してきたということが理由でございます。既に車庫として入り口にカーポートなどが建っております。
- （7番委員）許可は出ていたのでしょうか。
- （16番委員）畑のままで許可申請はされておられませんでした。申請人のお父さんの代からされておられました。
- （議長）よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。  
5番委員。
- （5番委員）合併浄化槽の後の排水はどこに流すのでしょうか。
- （16番委員）南側に市の側溝が通っております。家の前に通っておりますがそちらへ放流をされます。土地改良区等の用排水路等は使用いたしません。
- （議長）よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。  
「なし」の声
- （議長）質疑もないようですので、採決をいたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。  
日程第3・議第32号を議題といたします。事務局次長お願い致します。
- （事務局次長）日程第3・議第32号 朗読
- （議長）1番について10番委員の調査報告をお願いします。
- （10番委員）よろしく申し上げます。あっせんについての報告をいたします。売買申出物件は記載のとおりとなっております。売渡申出人も記載のとおりとなっております。理由としては農業経営の縮小で、あっせんの申し出の理由については父の代までは耕作をしていたが、申し出人は現在、農地を貸していてこれから農業をしようと思っても機械が無く、また、自分は自信がないためできないので荒らす前にあっせんにかけてもらって、買い手があるうちに売り渡したいということでございました。不動産介入はありません。取引もありません。今、利用権設定もなされておられますが、合意解約もできております。今のところ農地もきちんとしていますので、荒れる前にということは私の判断では適正であると思いました。よろしくお願い致します。
- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。  
「なし」の声
- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願い致します。



( 挙手の状況を見て )

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。  
あっせん委員に10番委員と1番委員を指名いたします。  
日程第4・議第33号を議題といたします。事務局次長お願いします。
- (事務局次長) 日程第4・議第33号 朗読
- (議長) 利用権設定の貸借設定8番から12番、14番から16番、20番、21番の「利用権設定を受ける者」が、3番委員の関係者、18番が17番委員の親族となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与することができませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。なお、採決に加わることはできません。  
おはかりいたします。出席を許可することにご異議のない方は挙手をお願い致します。

( 挙手の状況を見て )

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって出席を許可いたします。  
それでは事務局の説明をお願いします。
- (事務局 坂井主席) おはようございます。ご報告いたします。お手元の資料をご覧ください。平成28年7月15日付で、人吉市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)についての意見決定を求められております。まず、1ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が47,091㎡、「畑」が16,723㎡、合計の63,814㎡あがってきております。一番下の所有権移転について、「田」が4,008㎡、「畑」が0㎡、合計の4,008㎡あがってきております。右側の本年累計は記載のとおりです。次に2ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表(所有権移転関係)になります。今回、公社買い入れが1件、公社売り渡しが0件、計1件ございました。次に3ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。ここで1点訂正をお願いします。番号の欄をご覧ください。15番のあとに17番とありますが、正確には16番でございます。16番以降は17、18、19、20、21となりますので、訂正の方よろしくお願い致します。今回、新規が6件、再設定が15件、合計の21件あがってきております。いずれの案件も本日お配りしております調査票のとおり、それぞれの地区の担当委員さんに調査・確認をさせていただいております。よって全ての案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、報告を終わります。
- (議長) ありがとうございます。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- (議長) 質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。9時30分まで各自で審査をお願い致します。

( 各自審査 )

- (議長) 時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。  
5番委員。
- (5番委員) 所有権移転関係の1番についてですが、私があっせん委員になりまして話を聞いておりましたが、10a当たりの単価が15万円になっていますが、一般的に基盤整備してある農地に比べれば安すぎるのではないかと思うのですが。そういったことはきちんと公社の方とも協議をしなければいけなかったと思ったわけですが、いかかでしょうか。
- (12番委員) 場所にもよるかと思います。
- (16番委員) 基盤整備はしてありますが、昼ノ子は沼田になっていて作りにくい所になっています。
- (4番委員) 場所は消防の詰め所があるかと思いますが、その反対側の国道側になります。本人は作らず、貸して耕作されていたようです。東前田と昼ノ子に稲作をしていましたが、3筆はまとまっていますが、残りは面積を見ていただくと分かるように狭いところになります。
- (5番委員) 基盤整備はしてあるところですが、面積的には狭く作りにくいということのでこの単価になっているということですね。分かりました。
- (議長) よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決をいたします。  
採決は所有権移転関係と貸借設定と分けて行います。  
所有権移転関係の1番について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況を見て )

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。  
次に8番から12番、14番から16番、18番、20番、21番を除く貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況を見て )

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。  
8番から12番、14番から16番、20番、21番の貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。  
18番の貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。  
これで本日の議事は全部終了いたしました。来月の定例総会は、25日（木曜日）午前9時から本日と同じこのカルチャーパレス仮本庁舎3階議員控室で開催予定です。

（ 9時40分 終了 ）